

天理市障害児通所給付費等の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の7に規定する障害児通所給付費等の支給（以下「通所支給」という。）について、法に規定するもののほか、支給における公平性及び透明性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 通所支給の対象となる児童は、法第4条第2項に規定する障害児とする。

(対象児童の確認)

第3条 市長は、通所支給の決定に当たっては、対象となる児童が、次の各号のいずれかに該当することを確認するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること。
- (2) 国又は地方公共団体が障害を理由として支給する特別児童扶養手当の障害認定を受けていること。
- (3) 療育指導を受ける必要があると医師により診断されていること。
- (4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定による乳幼児健康診査の結果、療育指導を受けることが必要と判断されていること。

(支給量の基準)

第4条 児童1人当たりの1月の通所支給の支給量は、別表に定める日数を基準として市長が決定するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第5条 障害児通所支援事業者は、通所支給に係るサービス提供の日の属する月の翌月10日までに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 実績記録票
- (2) 療育日誌（様式第1号）

(個別支援計画の提出)

第6条 障害児通所支援事業者は、個別支援計画（様式第2号）を支給開始日の6月を経過する日及びサービス更新時まで、また、新規申請のときは、支給開始後1月を経過する日までに市長に提出するものとする。

(実地調査)

第7条 市長は、障害児通所支援事業者の通所支給に係る事業の実施状況について、実地調査を行うものとする。

(効果の検証)

第8条 障害児通所支援事業者は、通所支給に係る事業を効果的かつ効率的に行えるよう、当該事業の目的及び実施状況を検証するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に通所支給が決定される児童に適用する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | | 1月の支給量 |
|------------|-----------------------|--------|
| 児童発達支援 | 児童発達支援センター | 23日 |
| | 上記以外の施設 | 10日 |
| 放課後等デイサービス | 第3条第1号又は第2号の規定に該当する児童 | 10日 |

| | | |
|--|---------------------------|----|
| | 第3条第3号又は第4号の規定 に該当する児童 | 5日 |
|--|---------------------------|----|